

令和5年度

保育所等入所のしおり

もくじ

1 保育所等とは	P1
2 保育所等に入所できるのは	P1～2
3 入所までの流れ	P3
4 認定申請について	P4～5
5 入所の申し込みについて	P6～7
6 保育所等の入所決定について	P8
7 保育所等の利用について	P8
8 保育料(利用者負担額)について	P9～10
9 給食費について	P10
● 令和5年度保育料(利用者負担額)	P11～12
● 市内保育施設一覧	P13～14

保育所等入所申込受付窓口

■花巻市役所 保育所等入所相談・受付窓口（新館2階）

〒025-8601 花巻市花城町9番30号

TEL 0198-41-3604

■大迫総合支所 市民サービス課健康福祉係

〒028-3203 花巻市大迫町大迫第2地割51番地4

TEL 0198-41-3127

■石鳥谷総合支所 市民サービス課健康福祉係

〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

TEL 0198-41-3447

■東和総合支所 市民サービス課健康福祉係

〒028-0192 花巻市東和町土沢8区60番地

TEL 0198-41-6517

【 問い合わせ 】

花巻市教育委員会 教育部こども課（石鳥谷総合支所2階）

〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

TEL 0198-41-3150

FAX 0198-45-1321

1 保育所等とは

保護者が日中仕事や病気、介護などの理由により家庭でお子さんが必要な保育を受けることができない場合に、保護者にかわってそのお子さんを保育する児童福祉施設です。花巻市には、保育所、認定こども園（保育所機能）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所があります。

2 保育所等に入所できるのは

保護者及び児童が、花巻市に居住（住民登録）し、保護者が次のいずれかの事由に該当する場合があります。

保育の事由	保護者の状況
家庭外勤務	日中、家庭の外で仕事をしている(1か月60時間以上)
家庭内労働	日中、家庭内でお子さんと離れて内職等日常の家事以外の仕事をしている(1か月60時間以上)
妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき〔産前2か月、産後2か月〕
疾病・障がい等	病気、心身に障がいがある
病人の看護または介護等	家庭内で病人や障がいのある人を常時看護または介護をしている
就学等	就労に必要な資格や技能習得のため学校または職業訓練施設に通学、通所するとき(1か月60時間以上)
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を行っている〔2か月〕
DV被害等	虐待やDVのおそれがあるとき
災害復旧	火災、風水害、地震などの被害にあい、その復旧にあたっているとき
その他	上記に類する状態にあると認められるとき

◎育児休業から職場復帰する場合の入所について

ならし保育の期間を考慮し、職場復帰日が1日から15日までの場合は、復帰月の前月初日から入所を希望することができます。職場復帰日が16日以降の場合は、復帰月の初日からの入所希望となります。

ただし、希望する保育施設に空きがない場合は入所なりません。なお、入所となった場合の保育事由は就労と同じ取り扱いとなり、保育料が発生します。

なお、育児休業取得前からすでに保育所等に入所している児童については、出産の日後1年を経過する月まで継続して入所ができます。

※出産の日後1年を経過する月以降も引き続き育児休業を取得し、継続して入所を希望する場合は申し立てが必要です。ただし、申込みの状況によっては入所できないことがあります。

◎心身に障がいのある児童の入所について（障がい児保育）

保育所等に通って集団保育が可能な障がいのあるお子さんをお預かりします。（保育所等での生活が可能かどうか、また、集団での保育が可能かどうか確認するため、保育所等で事前に面接する場合があります。）

◎きょうだい2人以上同時の申込について

きょうだい2人以上が同時に申し込みされる場合は、以下の①～④のうち希望する申込内容を選び、申込書類の【保育所入所申込必要書類確認票】の「■2人以上同時に申し込むとき」の欄に記入してください。

① きょうだいと同時に同じ保育施設に入所したい（同時同園申込）

→きょうだいのうち1人の空きが出ても入所調整をしません。同じ園に同時に空きが出たとき入所調整します。

② きょうだいと同時に入所できなくても同じ保育施設であれば入所したい（別時同園申込）

→きょうだいのうち1人の空きが出れば入所調整をします。他のきょうだいは、翌月以降、入所が決定した児童と同じ保育施設で空き待ちとなります。

③ きょうだいが別々の園でもよいが、同時に入所したい（同時別園申込）

→同時に申し込んでいるきょうだい、別々の園でも、全員分の空きが出たときに入所調整します。

④ きょうだい、別々の園でもよいから、入所できる子から入所したい（別時別園申込）

→希望している園に空きが出た児童から入所調整します。

※育児休業から職場復帰する場合の入所申込で、②または④の申込内容を選んだ場合、

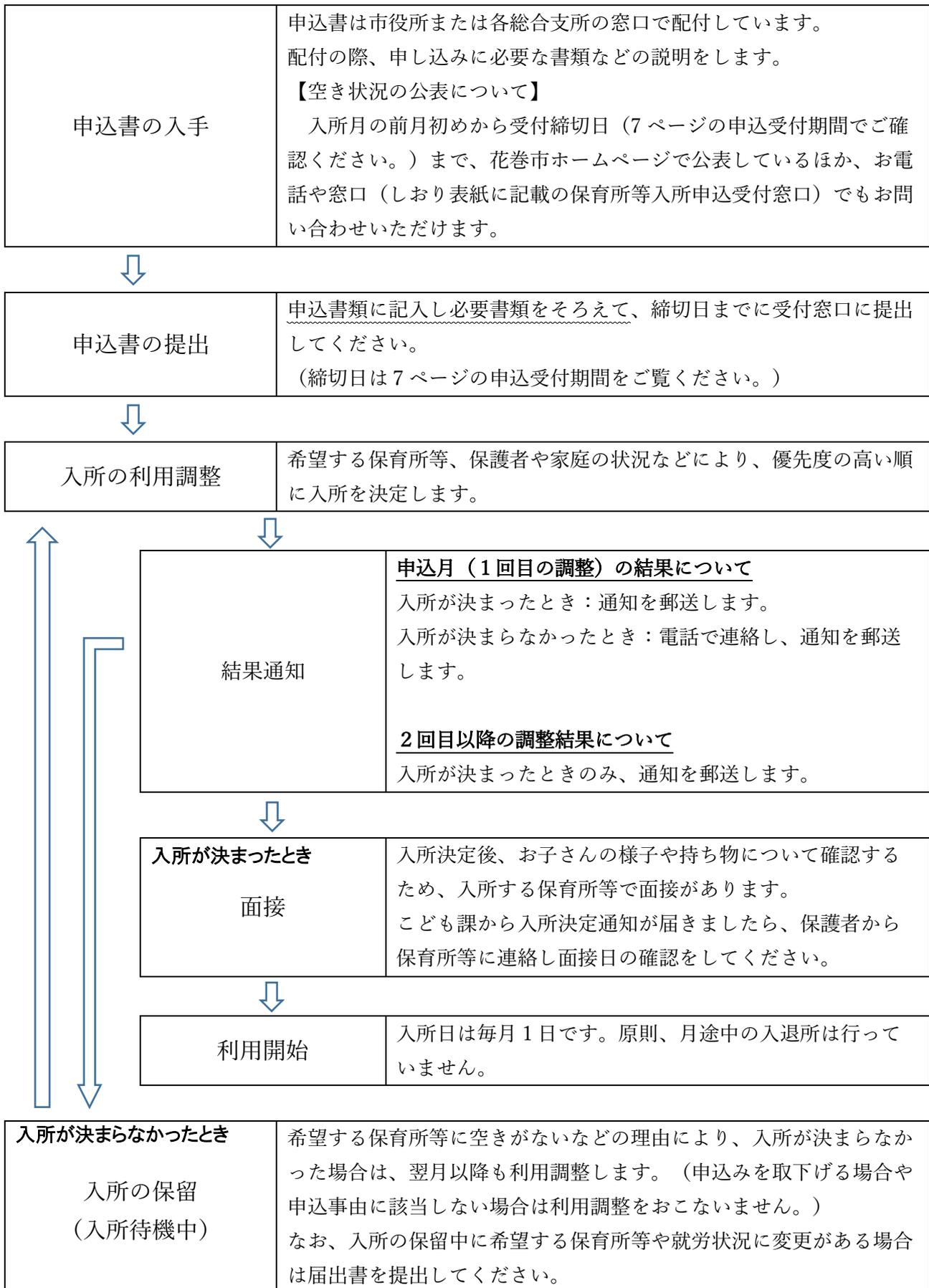
きょうだいのうち1人が入所決定となったときは、育児休業から復帰していただく必要があります。

保育所等に入所できるお子さんは、日中、1ページの保育の事由に該当する事情で保護者が家庭において保育できないお子さんです。

集団生活に慣れさせたい等の理由では入所できません。



3 入所までの流れ



4 子どものための教育・保育給付認定申請について

保育所等を利用するためには、保護者及び児童が「子どものための教育・保育給付認定（以降、「保育認定」といいます）」を受ける必要があります。なお、保育認定は児童1人ずつ行いますので、保護者の保育が必要な事由について、きょうだいであっても1人1人申請が必要になります。

《認定の種類》

認定区分	内 容	利用時間区分（保育の必要量）
1号認定（教育認定）	満3歳以上で教育を希望する場合	教育標準時間
2号認定（保育認定）	満3歳以上で保育を必要とする場合	保育標準時間 / 保育短時間
3号認定（保育認定）	満3歳未満で保育を必要とする場合	保育標準時間 / 保育短時間

保育標準時間：1日最大11時間までの利用

週30時間かつ1か月120時間以上の就労（おもにフルタイムの就労など）

保育短時間：1日最大8時間までの利用

1か月60時間以上120時間未満の就労（おもにパートタイムの就労など）

保育標準時間

保育時間【最大11時間】

延長保育

保育短時間

延長保育

保育時間【最大8時間】

延長保育

* 標準時間は最長11時間利用できますが、保育標準時間も保育短時間も原則的な保育時間は8時間です。

* 保育標準時間または保育短時間の保育時間帯は、施設ごとに異なります。事前に、希望する施設の保育時間帯をご確認ください。

《保育の事由に応じた保育必要量および認定の有効期間》

保育の事由	保育の必要量	認定の有効期間（原則）
就労	標準時間 または 短時間	就労している期間
妊娠・出産	標準時間	産前2か月、産後2か月
疾病・障がい等	標準時間	療養を必要としなくなるまで
病人の看護または介護等	標準時間	看護または介護を必要としなくなるまで
就学等	標準時間	就学または受講期間
求職活動	短時間	2か月
DV被害等	標準時間	必要な期間
災害復旧	標準時間	必要な期間
育児休業	短時間	出産の日後1年を経過する月まで
その他	標準時間 または 短時間	市が認める期間

▼ 認定は保育所等の入所決定ではありません。

▼ 保育の事由の内容に変更があった場合は、認定の変更申請が必要です。申請に必要な書類については、「5 入所の申し込みについて ■申し込みに必要な書類」をご確認ください。

* 保育の事由の変更の例 *

○就労で認定されていたが、退職することが決まった方

→退職することが決まった時点での届出が必要です。

○すでに入所しているお子さんがいる方で、第2子以降のお子さんを妊娠された方

→母子手帳の写しの提出が必要です。認定の変更申請により、「妊娠・出産」へ保育の事由が変更になります。

※「妊娠・出産」で認定を受けている方は、出産月の翌月から2か月が認定期間です。

その後、育児休業を取得される場合は、さらに認定の変更申請が必要になります。

※育児休業から復帰するにあたり、育児休業対象児童の保育所等の新規入所希望をする場合、すでに入所しているお子さんの認定の変更申請も併せて必要になります。

▼ 認定証の交付後、保護者及び児童が花巻市外に転出した場合や認定事由が消滅した場合は、認定が取消しになります。



5 入所の申し込みについて

■ 申し込みに必要な書類(⑥～⑦については、保育料等算定のために必要な書類となります。)

- ① 保育所入所申込書（入所するお子さん一人につき1枚）
- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書（入所するお子さん一人につき1枚）
*個人番号の記載が必要です。（別紙「個人番号（マイナンバー）について」参照）
- ③ 保育所等入所申込児童の心身状況申告書（入所するお子さん一人につき1枚）
- ④ 保育所等の利用に関する確認書（入所するお子さん一人につき1枚）
- ⑤ 保育が必要な事由を証明するもの

保護者の状況	提出書類	該当者
会社等に勤めている方	就労証明書	父、母、60歳未満の同居の祖父母（世帯分離をしていても同居している場合は必要です。）
自営業の方	就労申立書、開業届、実績報告（該当する方）	
内職の方	就労証明書および発注書、支払証明書	
病気の方	医師の診断書	
看護の方	看護状況申告書および医師等の意見書 （看護のために保育できないことがわかる内容のもの）	
介護・要介護の方	介護申告書	
出産前後の方	母子手帳の写し	
求職活動中の方	保育等利用に係る求職活動（起業準備）中であることの申立書・ハローワーク登録証の写し（お持ちの方）	
就学の方	在学証明書等の写し	
職業訓練受講の方	受講決定通知等の写し （受講期間及び時間割等がわかるもの）	

※証明書等の内容について、必要に応じ勤務先等に確認する場合があります。また、就労の実態把握のため、保護者にシフト表や給与明細等の写しの提出を求める場合があります。

⑥ 住民税額を証明するもの

令和4年(令和5年)1月1日現在花巻市に住所がある方は提出不要です。

保育開始月	提出書類	該当者
4月から8月の入所を希望する方	令和4年度市町村民税課税(非課税)証明書 (令和3年中の所得等が記載されているものです) ⇒R4.1.1 現在の住所地の市区町村から取り寄せてください	父、母 ※世帯状況により祖父母等の税額を確認することがあります
9月から翌年3月の入所を希望する方	令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書 (令和4年中の所得等が記載されているものです) ⇒R5.1.1 現在の住所地の市区町村から取り寄せてください	

⑦ 入所する児童または同居している方が障がい等を有する場合は障がい者手帳等の写し(※)

(※)身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給者証、国民年金の障害基礎年金等を受給していることがわかる証書や通知書

※ 以下の書類は、入所が決定した際に提出をお願いする場合があります。

児童の兄または姉が幼稚園(花巻市立幼稚園および認定こども園を除く。)に在籍している場合や、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している場合は在園証明書(令和5年4月以降の在籍が確認できる証明が必要です。)

■ 申込受付期間

入所希望月	受付期間	結果通知
5月入所 ～ 1月入所	入所を希望する月の2か月前から 前月10日 まで ※10日が土日・祝日にあたる場合は、直前の平日が申込締切日となります。 【例】10日が日曜日の場合→8日の金曜日が締切日	入所の概ね 10日前
2月入所	令和6年4月入所受付開始日から1月10日まで	1月中旬
3月入所	令和6年4月入所受付開始日から1月31日まで	2月上旬

※育児休業から職場復帰する場合の入所については、職場復帰日が1日から15日までの間にある方は、復帰月の前月初日から入所希望ができますので、同様に、入所を希望する2か月前から受け付けます。

受付時間は 平日 8:30～17:00 までとなります。

※令和6年4月入所の申込受付期間については、「令和6年度保育所等入所のしおり」に掲載予定です。

■ 受付場所

- ・花巻市役所保育所等入所相談受付窓口(花巻市役所本庁舎新館2階)
- ・各総合支所市民サービス課健康福祉係
- ・花巻市教育委員会こども課(花巻市役所石鳥谷総合支所2階)

【留意する事項】

- ・提出書類に不備がある場合は申し込みを受け付けることができません。
- ・申込書記載の保育所等を入所調整対象とするため、入所を希望する保育所等のみ記入してください。
- ・提出後、6ページの①～⑤の記載内容(家族状況や希望保育所等など)に変更が生じた場合は、すみやかに申し出てください。
- ・食物アレルギーや乳児健診等での所見など、気になることがあるときは必ず申し出てください。
- ・原則として、月の初日からの入所申込みとなります。
- ・事実と違う申し立てをした場合には、入所決定が取り消されることがあります。
- ・申込児童のきょうだいの保育料等に滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。

申込は年度ごとに受け付けています。令和5年度中に入所が決まらない方で、令和6年度も保育所等の入所を希望される場合は、あらためて令和6年4月からの入所申込みを行ってください。

6 保育所等の入所決定について

認定事由及び保育必要量を確認したうえで利用調整をします。利用調整は、下記の優先利用を考慮するとともに、就労日数や世帯状況等により優先度の高い順に決定します。申し込み順ではありません。

なお、同居の祖父母、親族その他の者が当該児童を保育することができる場合には優先度を調整します。

- ひとり親家庭（母子・父子家庭）等の場合
- すでに入所しているきょうだい（多胎児を含む）と同一の保育所等の利用を希望する場合
- 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 生活保護世帯や生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 小規模保育事業所などの卒園児
- 前年度より引き続き保育所等に入所している場合

【留意する事項】

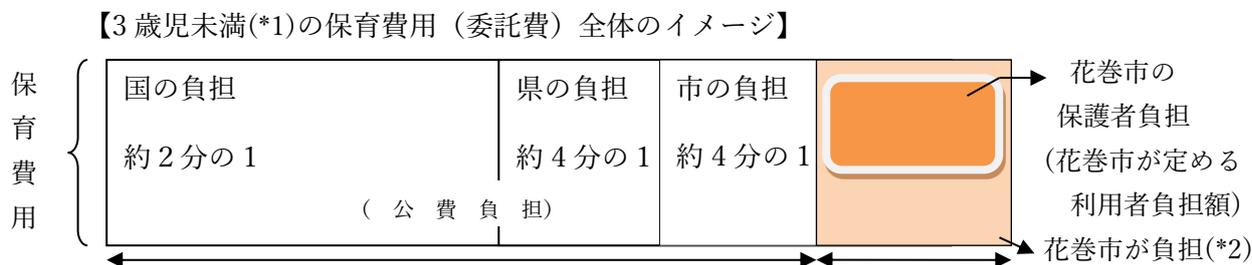
- (1) 定員超過及び施設の状況等により利用調整します。希望する保育所等に入所できない場合には、入所を保留する場合があります。
- (2) 必要な書類に不備がある場合は、入所決定が保留になります。また、申込書を返戻することがあります。
- (3) 事実と違う申し立てをした場合には、入所決定が取り消されることがあります。
- (4) 入所が内定したのち、辞退される場合は、すみやかに連絡してください。
- (5) きょうだいが保育施設に以前入所していたか現在入所している家庭で、保育料等の滞納がある場合は、希望する保育所等への入所が難しくなることがあります。

7 保育所等の利用について

- ・入所する保育所等が決定した後に面接を行います。食物アレルギーや乳児健診等での所見があるなど気になることがあるときは保育所等に申し出てください。
- ・* 4月入所決定の方については、日程等の詳細は市役所または保育所等から後日通知いたしますので、確認のうえ入所保育所等へおいでください。
- ・* 5月以降の入所の方は、保護者が入所する保育所等へ連絡し面接日程をご確認ください。
- ・入所期間は、お子さんの小学校入学前までの範囲で、保育が必要な期間です。認定事由や家庭状況等について、毎年1回、『現況届』により審査をします。その結果、認定が取消しされた場合は保育の実施を解除します。（退所となります。）
- ・入所申込み後または入所後に家庭の状況、住所、勤務先、税額等に変更があった場合は、変更があった都度、手続きが必要です。また、入所している施設への報告もあわせてお願いします。
- ・日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。
- ・利用可能時間帯を超えた時間は延長保育となり、保育料とは別に延長保育料がかかります。
- ・転園は4月のみ受け付けています。（年度途中での転園は原則受け付けません。）

8 保育料（利用者負担額）について(*1)年齢区分の考え方は、P15をご覧ください。

花巻市の条例で定める保育料を負担していただきます。保育料は、保育に要する費用の一部を、保護者の皆さんに市民税課税額に応じてご負担いただいているものです。



(*2)花巻市では、国基準の利用者負担に基づき、区分を細分化するなどして市基準の利用者負担額（保育料）を定めて、保護者負担の一部を軽減しています。



■ 保育料の決定方法

- ・ 3歳児以上は無償。0歳児から2歳児は、市民税非課税世帯及び第2子以降が無償。
- ・ 保育料は、入所児童と同じ世帯（生計が同じ）の父母や父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）全員の市民税課税額の合計で算定します。
 - 4月から8月分までの保育料 ⇒ 令和4年度の市民税額による算定
 - 9月から3月分までの保育料 ⇒ 令和5年度の市民税額による算定
- ・ 保育料には軽減・減免措置があります。（多子軽減、ひとり親世帯等・在宅障がい者のいる世帯の軽減など）
- ・ 保育料には給食の代金も含まれます。（2歳児まで）
- ・ 保育料には延長保育の保育料は含みません。
- ・ 毎月1日に在籍している方に、当該月分の保育料をお支払いいただきます。原則、日割り計算はいたしません。利用日数にかかわらず、1か月分の保育料をお支払いいただきます。
- ・ 修正申告等を行った場合は、保育料等が変更になることがありますので、お問い合わせ下さい。ただし、前年度以前の保育料等に変更はありません。

■ 納付方法等

- ・ 納付方法は、口座振替です。

金融機関へ「花巻市公金口座振替依頼書」を提出する必要があります。手続きが完了していない場合は、納付書による納付になりますので、早めに手続きをしてください。

- ・ 納期限後、一定期間を過ぎて納付が確認できないときは、督促状を送付します。なお、その場合は督促手数料が発生します。
- ・ 納付先は私立保育所および花巻市内の公立保育所は花巻市、私立の認定こども園および小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所は入所施設、花巻市外にある公立保育所は施設所在市町村です。

9 給食費について

- ・ 0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれており、第1子は保護者負担となります。第2子以降は、令和5年4月からの保育料無償化のため、保護者負担はありません。
- ・ 3～5歳児クラスの給食費は保育料無償化の対象にならないため、保護者負担となります。お支払いいただく施設区分は、以下のとおりです。

花巻市内の公立保育所を利用の場合・・・花巻市にお支払いいただきます。

花巻市外の公立保育所等を利用の場合・・・施設所在市町村にお支払いいただきます。

私立保育所等を利用の場合・・・直接保育所等へお支払いいただきます。

	3～5歳児 クラス	0～2歳児 クラス
主食費 (ごはん・パン・めんなど)	給食費として 保護者負担(*1)	【第1子】 保育料に含まれており保護者負担
副食費 (おかず・おやつ・ミルクなど)		【第2子以降】 保育料無償化により、 <u>保護者負担なし</u> (令和5年4月～) (*2)

(*1)給食費の金額は施設によって異なります。

なお、年収360万円相当未満世帯及び第3子以降は、国の制度により副食費が免除されます。

第3子以降の数は、保育料算定方法と同様に階層ごとに異なりますので、12ページ「■保育料多子軽減について」をご覧ください。

(*2)第2子以降の保育料無償化については、12ページ「■保育料多子軽減について」をご覧ください。

保育料・給食費のほかに、入園料や園児服、道具代等がかかる場合があります。
(詳しくは各施設へお問い合わせください。)

保護者の皆様へ 令和5年度 花巻市利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（以下「保育料」という）は保育施設に入所している児童と同じ世帯（生計が一緒）の父母や父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税課税額の合計額で算定します。算定の基準はつぎのとおりです。

- ・ 令和5年4月～令和5年8月分の保育料 … 「令和4年度市町村民税課税額」
- ・ 令和5年9月～令和6年3月分の保育料 … 「令和5年度市町村民税課税額」

2号認定（3歳児以上）及び3号認定（3歳児未満）の非課税世帯は、無償化

◆世帯の合計税額による保育料の基準額表（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料（月 額）	
階層区分	定 義	3号認定（3歳児未満）		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	
	ひとり親・障がい児（者）世帯	0	0	
C1	市町村民税均等割のみの世帯	9,000	8,800	
	ひとり親・障がい児（者）世帯	5,000	4,900	
C2	市町村民税所得割課税額	30,000 円未満	10,000	9,900
	ひとり親・障がい児（者）世帯		6,000	6,000
C3	市町村民税所得割課税額	30,000 円以上	11,000	10,900
	ひとり親・障がい児（者）世帯		48,600 円未満	6,000
D1	市町村民税所得割課税額	48,600 円以上	14,000	13,800
	ひとり親・障がい児（者）世帯		57,700 円未満	6,000
D2	市町村民税所得割課税額	57,700 円以上	15,000	14,600
	ひとり親・障がい児（者）世帯		72,100 円未満	6,000
D3	市町村民税所得割課税額	72,100 円以上	16,000	15,700
	ひとり親・障がい児（者）世帯		77,101 円未満	6,000
D4	市町村民税 所得割課税額	77,101 円以上	18,000	17,700
		83,800 円未満		
D5		83,800 円以上	19,000	18,700
		97,000 円未満		
D6		97,000 円以上	23,000	22,400
		109,800 円未満		
D7		109,800 円以上	27,000	26,400
		133,900 円未満		
D8		133,900 円以上	31,000	30,600
		169,000 円未満		
D9		169,000 円以上	36,000	35,300
		198,000 円未満		
D10		198,000 円以上	40,000	39,200
		274,900 円未満		
D11	274,900 円以上	42,000	41,400	
	301,000 円未満			
D12	301,000 円以上	43,000	41,800	
	325,000 円未満			
D13	325,000 円以上	45,000	44,000	
	397,000 円未満			
D14	397,000 円以上	59,000	58,000	

備考

- 1 年度の初日の前日における満年齢が2歳の子どもに係る保育料は、その年度中は3号認定の額が適用となります。
- 2 市町村民税の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・寄付金控除等の税額控除を差し引く前の金額になります。
- 3 平成30年度から政令指定都市の市民税の税率が6%から8%へ変更となりましたが、保育料は従来の税率（6%）で計算した税額を用いて算定いたします。
- 4 税額を証明する書類が提出されず課税額が確認できない場合は、暫定保育料として最高額の保育料を負担していただきます。

※上記の保育料は、令和4年9月以降に適用した保育料です。

■ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯の保育料の軽減について

保育園に入所しているお子さんの世帯がひとり親世帯（※①）または、障がい児（者）のいる世帯（※②）で、保育料基準額表の「B階層」「C1階層」「C2階層」「C3階層」「D1階層」「D2階層」「D3階層」に認定された世帯の保育料は、それぞれ基準額表の下段の金額とします。

※注釈

- ①「ひとり親世帯」… 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現在、児童を扶養している人の世帯
- ②「障がい児（者）のいる世帯」… 次に掲げる者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象者、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

■保育料多子軽減について

令和5年4月から、0～2歳児のうち第2子以降の保育料は無償になります。なお、3～5歳児と市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は、引き続き無償です。

保育料の無償化に関する申し込みは不要です。保育料決定通知（4月入所：対象保護者あて個別に郵送、5月入所～3月入所：入所決定通知に同封）により、対象の方へお知らせします。

※1 生計を一にしている最年長者（保護者が監護している子の最年長者）から数えて2番目以降の児童が対象です。なお、生計を一にしている兄・姉がいて住所が異なる場合、「多子軽減届」により保育料が軽減される場合がありますので、下記担当までお問い合わせください。

※2 多子軽減の確認にあたり、きょうだいが小学校就学前で保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している場合、利用状況を確認するため、「在園（籍）証明書」の提出をお願いする場合があります。

■所得の激減や災害等で損失がある場合の保育料の減免について

失業や災害、疾病など特別な事情により生活の維持が著しく困難な児童の保護者の方には、保育料の軽減を目的とした減免制度があります。ただし、収入状況などにより減免を受けられない場合がありますので、詳しくはこども課保育管理係までお問い合わせください。

■月途中での入所や退所の場合の保育料について

月途中での入退所の場合は、当該月の保育料を日割り計算し、お支払いいただきます。なお、月途中での入退所以外の場合、毎月初日に在籍している方は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。欠席分の日割り計算は行っていません。

■督促状と督促手数料について

保育料が納期限を過ぎても未納の場合は、督促状を送付します。督促状が発せられた場合は督促手数料（100円）が発生しますのでご注意ください。

問い合わせ 花巻市教育委員会教育部こども課保育管理係
（電話 0198-41-3150）

花巻市内保育施設一覧 (令和5年4月1日現在)

★保育所

地区	公私	園コード	保育施設名	定員	受入年齢	住 所	電話番号	延長保育 (終了時間)	一時 預かり	体調 不良児	標準時間 /短時間
花巻	公	2	西公園保育園	110	6か月	南万丁目1008-1	23-2193	19:00	○		7:00~18:00 8:30~16:30
	公	5	宮野目保育園	90	6か月	西宮野目6-100	26-2128	19:00			
	公	7	湯口保育園	60	6か月	上根子字中野13-13	28-2940	19:00			
	公	8	太田保育園	45	6か月	太田32-155-3	28-2058	19:00			
	私	12	若葉保育園	90	2か月	若葉町二丁目1-22	23-6634	19:00		○	
	私	16	めぐみ保育園	60	2か月	山の神384-1	24-1452	19:00	○		
	私	17	松園保育園	60	2か月	松園町391-8	24-6605	19:00	○	○	
	私	18	花巻太陽の子保育園(*)	90	1歳6か月 以上児	星が丘一丁目10-15	22-4445	19:00	○	○	7:00~18:00 8:00~16:00
	私	26	花巻太陽の子保育園分園(*)	30	2か月~ 1歳6か月 未満児	星が丘一丁目8-2	41-4923	19:00		○	
	私	22	おひさま保育園	60	2か月	上根子字米倉220-2	29-4096	19:00	○	○	7:00~18:00 8:30~16:30
	私	23	南城保育園	60	6か月	桜町四丁目230	23-3153	19:00	○		
	私	24	日居城野保育園	80	4か月	天下田121-1	41-3330	19:00	○	○	
	私	25	湯本保育園	45	6か月	湯本3-59	27-2718	19:00			
	私	27	笹間保育園	45	6か月	北笹間17-77	29-2038	19:00	○		
	私	28	みどりの保育園	50	6か月	不動33-5	41-8311	19:00		○	
	私	29	わこのいえ保育園	50	3か月	城内211-3	41-5217	19:30		○	7:30~18:30 8:30~16:30
私	30	こどものくに保育園	60	2か月	東町12-58	29-5222	19:30				
大迫	公	101	大迫保育園	90	6か月	大迫町大迫4-22-1	48-3226	19:00	○		7:00~18:00 8:30~16:30
	公	104	亀ヶ森保育園	30	満1歳	大迫町亀ヶ森8-129-2	48-2127	19:00	○		
石鳥谷	私	202	石鳥谷善隣館保育園	80	3か月	石鳥谷町上口二丁目4-2	45-3810	19:00	○		
	私	203	八幡保育園	60	3か月	石鳥谷町八幡1-30-7	45-2256	19:00	○		
	私	204	八重畑保育園	50	3か月	石鳥谷町猪鼻7-53-4	47-2012	19:00	○		
	私	205	新堀保育園	60	3か月	石鳥谷町新堀40-27-8	45-3403	19:00	○		
	私	201	石鳥谷保育園	90	3か月	石鳥谷町北寺林7-58-6	45-2453	19:00	○		
東和	公	301	小山田保育園	60	6か月	東和町北川目2区290	42-2215	19:00			
	公	302	上瀬保育園	60	6か月	東和町館迫4区33-1	44-3117	19:00			
	公	303	成島保育園	45	6か月	東和町安俵9区307	42-2216	19:00			

*花巻太陽の子保育園(本園・分園)

受入年齢は、令和5年4月1日時点での年齢となります。

本園には、令和3年10月1日以前生まれのお子さんが申し込みできます。

★認定こども園〔保育所と幼稚園の機能を一体化した施設です（幼稚園部分を希望の場合は、直接施設へお申し込みください。）〕

地区	公私	園コード	保育施設名	定員	受入年齢	住 所	電話番号	延長保育 (終了時間)	一時 預かり	体調 不良児	標準時間 /短時間
花 巻	私	2101	かがりの 藤乃こども園	60	2 か月	中根子字明堂26	23-6274	19:00			7:00~18:00 8:30~16:30
	私	2102	たかきこども園	30	6 か月	高木20-200-308	24-1300	19:00			
	私	2106	みなみこども園	60	6 か月	桜木町二丁目209	23-4051	19:00			
	私	2104	やさわこども園	60	6 か月	矢沢9-18	31-2021	19:00		○	
	私	2105	にじいろこども園	60	6 か月	東宮野目13-95-4	41-3022	19:00			7:30~18:30 9:00~17:00
	私	2107	島こども園	60	2 か月	東十二丁目14-36-3	23-5096	19:00	○	○	7:00~18:00 8:30~16:30
	私	2108	にまいばしこども園	60	2 か月	二枚橋町南一丁目58-1	26-2529	19:00	○	○	
	私	2109	第二若葉保育園	60	2 か月	南川原町135-8	24-7423	19:00	○	○	
	私	2111	ぴっころこども園	60	2 か月	諏訪町二丁目4-7	29-5722	19:00	○		7:00~18:00 8:00~16:00
東 和	私	2110	つちざわこども園	60	3 か月	東和町土沢2区315	42-3820	19:00	○		7:30~18:30 8:30~16:30

★小規模保育事業〔0歳児から2歳児が対象の施設です〕

地区	公私	園コード	保育施設名	定員	受入年齢	住 所	電話番号	延長保育 (終了時間)	一時 預かり	体調 不良児	標準時間 /短時間
花 巻	私	5100	わこの家	12	3 か月	花城町8-8	23-3522	19:30			7:30~18:30 8:30~16:30
	私	5101	ピュア・チャイルド園	12	6 か月	若葉町二丁目12-34	29-6061	19:00			7:00~18:00 8:30~16:30
	私	5102	ひよこ保育園	19	3 か月	下似内10-23-1	41-4150	19:00		○	7:00~18:00 8:30~16:30
	私	5103	ぎんどろ保育園	12	2 か月	石神町364	41-6122	19:00			7:00~18:00 8:00~16:00
	私	5104	つくし保育園	12	2 か月	松園町365-13	23-2769	19:00		○	7:00~18:00 8:30~16:30
	私	5105	よつば保育園	12	3 か月	西宮野目7-171-2	29-6620	19:30	○	○	7:30~18:30 8:30~16:30

★家庭的保育事業〔0歳児から2歳児が対象の施設です〕

地区	公私	園コード	保育施設名	定員	受入年齢	住 所	電話番号	延長保育 (終了時間)	標準時間 /短時間	備考
石 鳥 谷	私	4100	青空保育園	5	6 か月	石鳥谷町好地5-75-1	080-9633 -4536	—	7:30~18:00 8:00~16:00	土曜保育なし

★事業所内保育事業〔0歳児から2歳児が対象の施設です〕

地区	公私	園コード	保育施設名 (事業所名)	定員	受入年齢	住 所	電話番号	延長保育 (終了時間)	標準時間 /短時間	備考
花 巻	私	6101	みつば保育園 (国立病院機構花巻病院)	5	6 か月	諏訪500	21-3217	19:30	7:30~18:30 8:30~16:30	

事業所内保育所は、従業員のお子さんのほかに地域のお子さんも入所できる保育施設です。定員は地域のお子さんの受け入れ枠です。



年齢区分	児童の生年月日	終了日 (小学校就学前)
0歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
1歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
2歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年3月31日
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	令和6年3月31日

*年齢区分（クラス年齢）は4月1日の年齢です。